

事業分野

開発途上国における地球規模
問題 平和構築への対応支援

本事業分野における課題

中期の業務戦略(2005年3月改定)および平成18年度年間事業計画(同月策定)では、

(1) 地球温暖化の要因の大半を占める二酸化炭素(CO₂)の排出量が開発途上国の経済成長に伴い急速に増加し、温暖化問題が一層深刻となっているなか、京都メカニズムに基づく新しい枠組みを活用したCDM案件やJI(注)案件等の温暖化対策に資する案件を推進する重要性が高い、

(2) 硫黄酸化物(SO_x)や窒素酸化物(NO_x)の排出量増加がもたらす酸性雨問題は我が国のみならず地球規模で発生しており、これに加えて、水資源、感染症、人口問題等の地球規模問題についても、我が国の積極的な取り組みが求められている、

(3) 世界各地で地域・国内紛争が勃発しているなか、紛争の発生と再発を予防し、安定的な発展を達成するための平和構築が国際課題として重要性を増しており、日本政府がODA大綱やODA中期政策でも重点課題の一つとして掲げている平和構築支援への取り組み強化が求められている、

(4) 地震や津波等のように国境を越えて甚大な被害をもたらす災害に対して、緊急支援のみならず中長期的な復興・再開発や災害予防・防止といった各段階に応じた包括的かつ一貫性のある支援が求められている、

との認識のもと、開発途上国における地球規模問題・平和構築への対応支援に向けた以下4つの課題を設定しています。

- 地球温暖化問題への支援の拡充(課題6-1)
- 地球温暖化問題以外の地球規模問題への対応の強化(課題6-2)
- 平和構築への貢献(課題6-3)
- 災害への対応(課題6-4)

(注) CDM: クリーン開発メカニズム。京都メカニズムの手法の一つで、先進国と途上国が共同で温室効果ガス削減事業を実施し、その削減分(排出権)を先進国が自国の目標達成に利用できる制度。

JI: 共同実施。温室効果ガス排出量削減の数値目標が設定されている先進国同士が協力して、先進国内において排出削減(又は吸収増大)のプロジェクトを実施し、その結果生じた排出削減量(又は吸収増大量)に基づいて得たクレジットを自国の排出量削減に用いる制度。

課題 6-1
地球温暖化問題
への支援の拡充

課題 6-2
地球温暖化問題
以外の地球規模
問題への対応の
強化

課題 6-3
平和構築への
貢献

課題 6-4
災害への対応

事業環境

地球温暖化防止の国際的枠組みである京都議定書は、2005年2月に発効しましたが、2012年までの二酸化炭素等の温室効果ガス排出量削減目標(1990年比で5%削減)の達成は危ぶまれています。

2006年11月にケニアで開催された「気候変動枠組条約第12回締約国会議(COP12)」では、2013年以降のポスト京都議定書の枠組みや気候変動に対する途上国支援、クリーン開発メカニズム(CDM)のあり方等について活発な議論が行われました。また、2007年2月に気候変動に関する政府間パネル(IPCC)の第4次評価報告書が公表され、地球温暖化に対する危機認識が国際的に一層高まりました。

このように自然災害発生リスクが依然高いと考えられる中、2006年はスマトラ沖大地震やインド洋津波のような大規模自然災害は発生しませんでした。また、「兵庫行動計画 2005-2015」(2005年の国連防災会議で採択)で強調された災害リスクや脆弱性の軽減に向けた国際的な支援が重要課題と認識されています。

また、2006年は、中東やアフリカ地域等において地域・国内紛争の再発・悪化が見られました。平和構築に向けた日本の貢献が一層求められています。

平成18年度評価のサマリー

本事業分野の課題への取り組み状況については、4つの課題のうち、1つが「」、2つが「」、1つが「」との評価結果になりました。各課題の評価で特筆すべき事項等は以下のとおりです。

地球温暖化問題への支援の拡充(課題6-1)

評価

京都メカニズムの活用を通じた地球温暖化問題への支援については、承諾実績はブルガリアの風力発電所事業等への支援があり、エジプトの風力発電事業では円借款事業で初のCDM適用に向けた登録申請を行いました。また、開発途上国政府や政府機関等と新たに11件の業務協力協定締結したほか、京都メカニズムの普及を図るためのセミナーやワークショップを各地で精力的に開催しました。京都メカニズム以外の温暖化対策支援では、アジアや中東地域における再生可能エネルギーや代替エネルギー事業や日本企業の省エネ技術を活用したウクライナの発電所整備事業等を支援しました。10月には海外における環境改善事業の支援を一層強化することを目的として、環境ビジネス支援室を新設しました。地球温暖化問題に対する我が国支援の期待は国際的にも一層高まっており、これまで多数締結した京都メカニズムの活用を目的とした開発途上国との業務協力協定を根拠に、各種セミナーやワークショップ等の開催を有効活用するとともに、我が国のクリーンテクノロジー技術等も活用した事業支援の早期具体化に向けた取り組みが重要です。

地球温暖化問題以外の地球規模問題への対応の強化(課題6-2)

評価

水資源・感染症・人口問題及び酸性雨問題軽減に対する支援実績は、いずれも計画を達成し、特に上下水道事業に対する支援が急増しました。また、国内外の関係機関との協力・連携の下、国際会議における積極的な発信やアフリカ地域のエイズ対策調査の実施、国際機関とのエイズ対策共同イニシアティブの締結などに取り組みました。廃棄物問題などにおいて新たな取り組み幅を広げつつあるように、地球規模の多様な課題とニーズに対して、内外の経験・知見を一層活用し、成果の実現に

向けて引き続き取り組んでいくことが重要です。

平和構築への貢献(課題 6-3)

評価

津波被害が重なったインドネシアやスリランカの紛争地域に対しては、大規模なインフラ整備を通じて復興支援を行いました。フィリピンのミンナダオ島における平和構築については、現地 ODA タスクフォースを通じて有償・無償・技協が一体となった支援体制の強化を図りました。また、11 月にはヨルダンに駐在員事務所を開設し、イラク復興支援に加え、我が国政府の「平和と繁栄の回廊」構想に則ったパレスチナ等の中東地域の平和構築へ向けた現地体制の強化を推進しました。他方、アジアをはじめ、アフリカ、中央アジア・コーカサス、中南米等の世界各地で紛争は頻発・長期化しており、経済社会基盤整備を通じた貧困削減や地域格差是正等の多角的なアプローチによる紛争防止など、国際社会が我が国に期待する平和構築への支援に応えるべく、今後も一層の注力と強化が必要です。

災害への対応(課題 6-4)

評価

インドネシア中部ジャワ島地震では迅速な被災地支援を推進し、また、2004 年のスマトラ沖大地震の被災地であるモルディブに対しては、現地 ODA タスクフォースを通じたシームレスかつ効果的な支援を実施しました。また、過去の大規模災害直後の対応による知見を活かし、トルコやアルジェリア等で防災に関するセミナーを実施しました。災害問題は、国際協調の下に取り組む場面が多いことから、積極的かつ継続的なネットワークの構築・準備が重要です。

課題 6-1

地球温暖化問題への支援の拡充

取り組み例	指標	2002	2003	2004	2005	2006		2007
		(14年度)	(15年度)	(16年度)	(17年度)	(18年度)	(19年度)	計画
京都メカニズムの活用を通じた、地球温暖化問題への貢献	(指標1) 我が国が関与するCDM、JI案件(候補含む)向け出融資保証承諾プロジェクト数		新規		1	8	2	14
	(指標2) 相手国の指定国家機関(DNA)等との業務協力協定の締結件数		新規		15	20	27	32
京都メカニズム活用案件以外で温室効果ガスの排出量削減・吸収につながる事業に対する支援	(指標3) 温室効果ガス排出抑制に資する案件に対する出融資保証承諾プロジェクト数	14	26	33	32	17	15	17
	(指標4) 我が国のクリーン・テクノロジー等が活用された出融資保証承諾プロジェクト数	10	4	2	5	5	1	3
評価結果								

○：優れた取り組みがなされたと評価します。△：良好な取り組みがなされたと評価します。◇：今後の取り組みに留意が必要です。
 -：外部環境の変化等により評価不能。

() (指標1)、(指標3)、(指標4)いずれも、2005年度は案件数を、2006年度はプロジェクト数を、計画値、実績値として計上。

1. 年間事業計画に掲げている取り組み例に関する評価

京都メカニズムの活用を通じた、地球温暖化問題への貢献

・(指標1)の実績は計画を下回りましたが、事業計画の検討に時間を要したことが主な要因です。具体的な取り組みとしては、民間銀行との協調融資により、ブルガリア法人カリアクラウインドパワー社との間で、風力発電事業を対象とした融資を行いました(128頁、事例紹介参照)。本件は、本行のプロジェクトファイナンスでは、初めての風力発電事業に対する融資であり、日本企業からの投資及び技術提供を伴う温室効果ガス削減型の共同実施(JI)(注1)事業を組成するためのファイナンス(アンダーライニングファイナンス(注2))です。また、ウクライナの副生ガス発電事業向け融資を通じてウクライナの鉄鋼会社ドンバス鉄鋼連合が導入する発電設備では、製鉄所から排出される余剰ガスを有効利用して工場内の電力の一部を賄うことを可能とするものであり、日本企業の省エネ技術による、ウクライナの環境改善や、ドンバス鉄鋼連合のエネルギー利用効率化の推進が期待されます。また、将来的には、JI案件として、当該発電事業を通じて創出される排出権クレジットの日本企業による獲得も有望視されています。

(注1) 共同実施(JI)：温室効果ガス排出量削減の数値目標が設定されている先進国同士が協力して、先進国内において排出削減(又は吸収増大)のプロジェクトを実施し、その結果生じた排出削減量(または吸収増大量)に基づいて得たクレジットを自国の排出量削減に用いる制度。

(注2) アンダーライニングファイナンス：分野として歴史が浅いクリーンメカニズム(CDM)/JI案件に対して、案件組成を支援するために、公的融資及び保険の形で資金調達を支援を行うもの。

- ・ (指標 2)の実績は計画を上回りました。本行は、京都メカニズムの活用を目指し、政府や関連機関との国際的な連携強化を継続的に図っています。2006 年度もフィリピン政府、エルサルバドル政府、および中国やシンガポールの国家機関等と 11 件の業務協力協定を締結しました。

<事例紹介> 風力発電事業で日本企業による初の共同実施(JI)案件を支援
(ブルガリア)

近年、地球温暖化を背景として、再生可能エネルギーによる発電、とりわけ風力発電の導入量は世界的に急拡大しており、環境改善のための優れた技術と豊かな経験を有する日本企業にとって、新たなビジネスチャンスにつながることを期待されています。

本行は、日本企業等が出資するブルガリア法人が実施する風力発電事業に必要な資金を、プロジェクトファイナンス・ベースにて供与しました。本件は、本行にとって初の風力発電事業に対するプロジェクトファイナンス・ベースの融資であり、同時にブルガリア向け初のプロジェクトファイナンス事業でもあります。本事業を通じて温室効果ガスの排出量削減効果が見込まれ、我が国がその削減量をクレジットとして取得することで、京都議定書で我が国に課せられた温室効果ガス削減目標の達成に役立てることが期待されます。

なお、ブルガリア政府と本行は、2004 年に京都メカニズムにおける共同実施 (Joint Implementation : JI) (注)等に関する協力を合意しています。そのような中、事業計画の段階からブルガリア政府と協議を進め、本案件を共同実施案件とすることで同国政府と合意し、事業実施環境の整備に貢献しました。本事業の成功を、日本企業による再生可能エネルギー事業推進の足掛かりとすべく、引続き本行のノウハウやサービスを提供していく予定です。

(注) 共同実施(JI)：京都議定書に基づき、温室効果ガス削減目標を持つ先進国及び市場経済移行国が共同で事業を実施し、結果として生じた削減分を投資国が自国の目標達成に利用できる制度。

- ・ なお、上記二つの指標の対象とはしていませんが、京都メカニズムの普及を図るために、多数のセミナーやワークショップを開催するとともに多くの会合に参加しました。
 - 日本国内では、本行が海外投融資情報財団(JOI)と「排出権の円滑な監理のための信用機能の活用」セミナーを共催し、本邦企業関係者を中心とする約 250 名の参加者を対象に、排出権の円滑な監理のための信託機能の有効性及び法制面や税務・会計面等の課題について説明しました。また、北海道等で JETRO(日本貿易振興機構)と NEDO(新エネルギー・産業技術総合開発機構)との共催で排出権ビジネスについてセミナーを開催し、日本企業の排出権ビジネスへの参画を促しました。
 - 海外でも、ドイツで開催された「第 3 回 CARBON EXPO」に参加し、本行はグリーン投資・共同実施の公式セッションでパネリストを務めたほか、2005 年度に引き続き会場内にブースを出展し、日本型ビジネスモデルの紹介や温暖化ガス削減プロジェクトのための融資相談を行いました。また、10 月に北京で開催されたアジア初のカーボンエキスポ「CARBON EXPO ASIA」では、世界銀行、アジア開発銀行および中国政府のパートナーとして本行も共催しました。
- ・ また、(指標 1)の対象ではありませんが、排出権獲得が期待できる円借款事業においては、CDM 適用に向けた調査や登録申請に必要なプロジェクトデザインドキュメント(PDD)の作成を支援する等、京都メカニ

ズムの活用を目指しています。2006年度は、CDM適用に向けて手続を進めてきたエジプトのザファラーナ風力発電事業(2003年度承諾)が指定運営組織による有効化審査を受け、気候変動枠組条約事務局へプロジェクトの登録申請を行ったほか(2007年6月に承認・登録完了)、本行が出資している「世界銀行炭素基金事業」(PCF:Prototype Carbon Fund)を通じて参加する23件のCDM/JI候補事業について、分配排出権を国内で受けるために日本政府の承認申請手続を進め、2007年4月には同Fundを通じた初めての排出権を獲得することになりました。

京都メカニズム活用案件以外で温室効果ガスの排出量削減・吸収につながる事業に対する支援

- ・ (指標3)については、実績は計画をほぼ達成しました。具体的には、再生可能エネルギーや代替エネルギーの活用による地球環境負荷の軽減に寄与するため、インドネシアやケニアの水力発電事業、インドネシアへのバイオマス発電設備への融資等を行いました。また、クリーンエネルギーである天然ガスの利用促進を図るべく、ヨルダン初のIPP事業でもある天然ガス発電事業への融資を行いました。また、中国やインドでは、温暖化対策効果が認められた植林事業も支援しました。
- ・ (指標4)については、実績は計画を下回りましたが、事業計画の検討に時間を要したことが主な要因です。具体的な事例としては、中国における循環流動床ボイラーによる大規模集中型・熱供給発電(コージェネレーション)を建設・運営するための融資があります。
- ・ なお、上記指標の対象ではありませんが、インドネシア政府との間で、バイオマス・プロジェクトに関する戦略パートナーシップに関する覚書を締結し、バイオ燃料開発を始めとする同国内の潜在的バイオマス・プロジェクト、並びに、同プロジェクトに対する当行のファイナンス等についての情報・意見交換を、随時行う実務レベル協議会を設立しました。

2. 追加的な取り組みに関する評価(年間事業計画に予め掲げていないもの)

- ・ 2006年10月に、環境改善事業の支援を一層強化することを目的として、環境ビジネス支援室を新設しました。同室は、融資担当部と連携し、日本企業や外国政府等に対し、排出権を活用した事業収益改善や借入コスト低減などの金融面での革新を含め、京都議定書の活用や投資環境などのアドバイスを行うものです。同室の設置により、これまで以上に温室効果ガス削減や資源利用効率化をはじめとした環境改善事業への支援を強化するものです。

3. 課題への取り組み状況の評価結果

- ・ 上記に照らし、今後の取り組みに留意が必要です。
- ・ 地球温暖化問題に対する我が国支援の期待は国際的にも一層高まっており、これまで多数締結した京都メカニズムの活用を目的とした開発途上国との業務協力協定を梃子に、各種セミナーやワークショップ等の開催を有効活用するとともに、我が国のクリーンテクノロジー技術等も活用した事業支援の早期具体化に向けた取り組みが重要です。

課題 6-2

地球温暖化問題以外の地球規模問題への対応の強化

取り組み例	指標	2002 (14年度)	2003 (15年度)	2004 (16年度)	2005 (17年度)	2006 (18年度)		2007 (19年度) 計画
						計画	実績	
水資源・感染症・人口問題への支援	(指標1) 水資源・感染症・人口問題に資する出融資保証対象プロジェクト数		13	24	25	47	53	43
酸性雨問題軽減に資する対策への支援	(指標2) 酸性雨問題軽減に資する出融資保証承諾プロジェクト数		新規		1	2	2	1
評価結果								

○：優れた取り組みがなされたと評価します。 △：良好な取り組みがなされたと評価します。 △：今後の取り組みに留意が必要です。
 -：外部環境の変化等により評価不能。

() (指標1)、(指標2)いずれも、2005年度は案件数を、2006年度はプロジェクト数を、計画値、実績値として計上。

1. 年間事業計画に掲げている取り組み例に関する評価

水資源・感染症・人口問題への支援

- ・ (指標1)の実績については、計画をほぼ達成しました。項目別の実績をみると、以下のとおりです。
 - 水資源問題への取り組みは、前年度に比して大幅に増加しました。特に、上下水道等の環境改善事業の増加により、2006年度の円借款の部門別承諾額で社会的サービスの占める割合が初めて1位(45.7%)となりました。具体的には、インドでの人口増加に伴い急増する水需要に対応する安定的な上水道サービスを供給するための上水道整備事業、中国の下水道施設、上水道施設及び集中放熱供給施設の整備により下水処理能力、上水供給能力の向上、水質汚濁・大気汚染原因物質の削減を図る環境整備事業、バングラデシュの上水道整備事業等を支援しました。その他、中国やインド等の植林事業やフィリピンの洪水対策のための河川改修事業、ペルーの灌漑整備事業等を支援しました。
 - 感染症問題への取り組みでは、スリランカで、血液供給システム改善事業(2000年度承諾)における中央血液センター整備の一環として、WHO(世界保健機関)と初めて連携し、現地の保健医療職員に対して感染症対策強化のための研修・トレーニング等を行いました。また、同国の各地の小規模病院や学校において、感染症対策を念頭においた現状調査を実施しました。その他、大規模なインフラ事業である港湾整備事業における工事労働者等向けのHIV/エイズ感染予防対策に関するセミナーをインドネシアで開催しました。
- ・ また、上記の指標の対象ではありませんが、以下の取り組みを行いました。
 - 水資源問題については、北京で開催された「世界水会議」に初めて参加しました(131頁、事例紹介参照)。本会議は「世界水フォーラム」、「ストックホルム世界水週間」となるが、水セクターの主要な国際会議です。本行は、上下水道事業に導入されている新たな金融スキームの機能や課題について議論することを目的として、「Local Financing Strategies」をテーマに、水セクターへのファイナンスに関する分科会を主催しました。また、USAIDとの間で第5回の「日米水協力モニタリング会合」を開催し、フィリピン、インドネシア、インド、ジャマイカのパイロット4カ国について、水分野への民間資金導入や水系

管理等での連携について協議しました。

- 感染症問題については、これまでも、アジア諸国においてインフラ整備事業でのエイズ対策を実施するなどの取り組みを行ってききましたが、2006年度は、世界銀行、アジア開発銀行(ADB)、アフリカ開発銀行(AfDB)、イギリス国際開発省(DFID)、ドイツ復興開発公庫(KfW)との間で、「インフラ事業を通じたHIV/AIDS 拡大予防共同イニシアティブ」を締結しました。本イニシアティブは、各機関が有する情報や好事例の共有などを通じて、効果的なエイズ対策支援を行うことを目的としています。更に、アフリカでのエイズ対策については、社会的に関心の高まっている企業の社会的責任(CSR)の促進も視野に、南部アフリカ地域の民間セクターによる職場でのエイズ対策調査に着手しました。
- アジア各国で急増する廃棄物処理問題の解決に向けて、2006年度は、北九州市で開催された第2回アジア太平洋廃棄物専門家会議に前回に引き続き参加し、廃棄物管理に関する情報交換や研究開発促進に向けた、専門家による域内ネットワークの立ち上げの準備を行いました。

< 事例紹介 > 世界水会議 (北京)

本行は、9月10日～14日に北京で開催された「世界水会議」に初めて参加しました。同会議は、「世界水フォーラム」、「ストックホルム世界水会議」と並び、水セクターの主要な国際会議の一つであり、国際水協会が2年に1度の頻度で開催しています。

会議の全体テーマは「Sustainable Water Management Practice」。上下水処理、統合水資源および河川流域管理、健康と環境など約160の分科会と約200の出展があり、世界から約2,000人が参加しました。

本行は、上下水事業に導入されている新たな金融スキームの機能や課題について議論することを目的として、「Local Financing Strategies」をテーマに、水セクターへのファイナンスに関する分科会を主催しました。世界銀行、米国国際開発庁の他、インド、フィリピン、中国の参加者から、各々、上水事業へのOutput-Based Aidの導入事例、Revolving Fundの導入、インドでの革新的なアプローチ、マニラでの民活の成功例、中国の下水事業へのBOTの活用などの報告がなされ、約100人の聴講者との間で活発な質疑応答が行われました。展示ブースでは、本行が中国で支援している水セクターの事業に関するパネルを展示するとともに、水セクターへの取り組みなど、本行の業務内容をまとめた冊子も配布しました。

酸性雨問題軽減に資する対策への支援

- ・ (指標2)については、計画を達成しました。円借款を供与した中国の大気環境改善事業では、小型石炭ボイラーを代替する集中型熱供給設備を導入することにより、SO_x(硫黄酸化物)等大気汚染物質の排出量削減が期待されます。

2. 課題への取り組み状況の評価結果

- ・ 上記に照らし、課題への優れた取り組みがなされたと評価します。
- ・ 水資源・感染症・人口問題、及び酸性雨問題軽減に資する事業への支援については、引き続き重点的に取り組むことが求められています。また、廃棄物問題などにおいて新たな取り組み幅を広げつつあるように、地球規模の多様な課題とニーズに対して、内外の経験・知見を一層活用し、成果の実現に向けて引き続き取り組んでいくことが重要です。

課題 6-3

平和構築への貢献

取り組み例	指標	2002 (14年度)	2003 (15年度)	2004 (16年度)	2005 (17年度)	2006 (18年度)		2007 (19年度)
						計画	実績	計画
紛争予防や、周辺国を含めた紛争地域における復興・再発防止への多様な支援	(指標1) モニタリング指標 紛争予防や復興等に資する取り組み件数		新規		14		18	
評価結果								

：優れた取り組みがなされたと評価します。：良好な取り組みがなされたと評価します。：今後の取り組みに留意が必要です。
 -：外部環境の変化等により評価不能。

1. 年間事業計画に掲げている取り組み例に関する評価

紛争予防や、周辺国を含めた紛争地域における復興・再発防止への多様な支援

- ・ (指標1)の実績は、平和構築に向けた支援を積極的に行い、2005年度の実績を上回りました。具体的には、以下の取り組みを行いました。
 - インドネシアのアチェ州は、30年に亘る紛争を経て、和平プロセスが現在進展しています。本行は、スマトラ沖大地震・津波の被害を受けた運輸及び水資源セクターのインフラを災害・紛争前の水準以上に改善し、同地域の経済的安定と成長に支えられた和平の促進と定着に寄与すべく、復旧・復興事業に円借款を供与しました。
 - スリランカの平和構築に向けた復興支援では、内戦や津波による被害が最も大きい北・東部地域の地方政府と、紛争後の復興・平和構築に必要とされる支援策を協議し、大型インフラ整備の支援のほかに、現地機関と連携したソフト面での職業訓練も支援しました。
 - 本行が国際機関とともに支援を行っているフィリピン南部(ミンナダオ島)における平和構築については、フィリピン政府及び関係ドナー間のミンダナオ支援会合への参加を通じ、紛争地域における開発事業の効果発現の方策について提言したほか、現地ODAタスクフォース活動を通じて、有償・無償・技協一体となった支援体制強化を提言するなど、引き続き積極的に取り組みました。
 - 平和構築をテーマとした研究に関しては、例えば、平和構築に対する主要な開発援助機関・国の取り組みをまとめ、各機関による「平和構築支援」の概念や中身が多様であることを、関係機関に対する直接のヒアリングや調査、文献調査により明らかにし、研究論文は平和構築の文献として専門分野のウェブでも紹介されたほか、開発援助機関からも高く評価されました(133頁、事例紹介参照)。また、OECDのDAC会合では、「脆弱な国家に対する効果的な国際関与のための諸原則」の策定で、本行提示の具体案が反映されたほか、広島大学の平和構築関連事業において、研究成果に基づいた提言を行いました。
- ・ また、上記指標の対象ではありませんが、本行は中東地域の安定に、経済協力を通じて積極的に支援すべく、2006年11月にはヨルダンの首都アンマンに駐在員事務所を開設しました。日本政府が表明している

最大 35 億ドルのイラクの復興に向けた円借款の実施促進に向けて、JICA と連携しながら、関係者に対する現地での実務研修等を行っています。また、日本政府による「平和と繁栄の回廊」構想に則った現地 ODA タスクフォース協議に参加し、農業基盤整備等について円借款案件の形成に当たっての配慮を申し入れることで、今後のパレスチナ及びヨルダン向けの平和構築に貢献しました。

< 事例紹介 > 主要な開発援助機関・国の援助動向：平和構築支援への取り組み

本調査研究は、文献調査と聞き取り調査を駆使して、主要ドナーの平和構築政策を、「共通性」と「多様性」という 2 つの視点から概観したものです。第 1 章では、平和構築をめぐる既存の議論を整理し、その上で調査結果を概観。続く第 2 章から第 6 章までが本論となり、主要な開発援助機関・国の支援動向を、その経緯、指針、支援手段という 3 項目に分けて紹介。以上を踏まえて最後に、課題をまとめました。

本稿の成果としては少なくとも以下の 3 点が挙げられます。第 1 に、「多様性」をキーワードに主要ドナーによる平和構築支援を概観し、その実態を明らかにしました。それまでの学術・政策研究では、主要ドナーが平和構築という共通目標に向かって一枚岩的に支援を展開している、というイメージで平和構築支援が語られることが一般的でした。いわば「共通性」に着目したこれらの研究に対して、「多様性」という別の切り口からも平和構築支援を捉えなおしたのが本調査研究です。実際、主要ドナーの動向を調査してみると、政策や中核概念は必ずしも一枚岩とはいえず、その内実は極めて多様であることが明らかになりました。とりわけ地域開発機関は、それぞれ地域の特殊性を反映して特徴のある指針を打ち出しています。たとえば、アジア開発銀行 (ADB) は、自然災害と人為災害をひとつの指針でまとめています。一方、米州開発銀行では、地域の特殊性を反映して「暴力及び削減」という用語を政策の中核概念としています。第 2 に、各機関・国の政策や中核概念はその関心事項に応じて異なるものの、事後の対応だけでなく、予防にも力を入れていること、政治・治安・開発といった 3 要素の連関が重視されていること、という 2 つの点においては共通認識が形成されていることを確認しました。最後に、本稿が提示した成果の 3 つ目は、本行の平和構築体制に対する示唆です。本調査研究では、各機関・国の平和構築支援体制を紹介しましたが、これは本行の支援体制を一層強化する上でも参考となります。たとえば、ADB では人的制約から、平和構築支援のみを目的とした部署は設置せず、当該分野に知見と経験を有する専門家を 1 名配置し、Anchor (錨、支えるもの) と呼ばれるこの担当者が関連する全案件をチェック、助言する体制を取っています。同様に人的制約を抱えている本行にとっても、こうした「ADB モデル」は一つの模範となりうるものです。

以上のように本稿は、「多様性」と「共通性」という 2 つの視点から平和構築支援を概観していますが、その成果は、外交関係雑誌『外交フォーラム』の平和構築支援の特集号 (2006 年 11 月発行) などでも紹介されました。

2. 課題への取り組み状況の評価結果

- ・ 上記に照らし、課題への良好な取り組みがなされたと評価します。
- ・ 平和構築への取り組みについては、インドネシアやスリランカでの復旧・復興に向けた支援を継続的に実施したほか、イラク復興支援準備、アンマン駐在員事務所開設など、様々な取り組みを行ってきました。世界各地で紛争は頻発・長期化しており、国際社会が我が国に期待する平和構築への支援に応えるべく、経済社会基盤整備を通じた貧困削減や地域格差是正等の多角的なアプローチによる紛争防止など、今後も一層の注力と強化が必要です。

課題 6-4

災害への対応

取り組み例	指標	2002 (14年度)	2003 (15年度)	2004 (16年度)	2005 (17年度)	2006 (18年度)		2007 (19年度)
						計画	実績	計画
災害予防を含む災害対応の各段階における多様な支援	(指標1) モニタリング指標 災害対応の観点から、緊急支援(復旧)、中長期的な復興・再開発や再発防止・予防に資する取り組み件数		新規		19		11	
評価結果								

：優れた取り組みがなされたと評価します。 ：良好な取り組みがなされたと評価します。 ：今後の取り組みに留意が必要です。
 -： 外部環境の変化等により評価不能。

1. 年間事業計画に掲げている取り組み例に関する評価

災害予防を含む災害対応の各段階における多様な支援

- ・ 2006年度は大規模な自然災害が前年度ほど多くは発生しませんでした。国際機関や NGO 等との幅広いネットワーク機能を活用し、津波や地震等の被災国に対する復旧・復興支援を行いました。具体的な取り組み例は以下のとおりです。
- 2006年5月のインドネシア中部ジャワ島地震では、災害直後にジョグジャカルタ等の被災地へミッションを派遣し、インドネシア政府関係者及び世界銀行等ドナーと共に災害の被害状況調査を行いました。その結果を実施中の融資事業(緊急防災事業:2004年度承諾、水資源開発セクターローン:2001年度承諾)の事業スコープへタイムリーに反映し、河川構造物及び灌漑施設の復旧支援を行いました。
- 2004年に発生したスマトラ沖大地震による津波災害は、モルディブの全人口の3分の1に深刻な影響を与え、被害総額はGDP比62%に達しました。本行は、2006年度に中長期的な津波復興事業を通じて、同国に対する初めての円借款を供与しました。本事業は、多数の港湾施設と下水道施設の復旧を支援し、効率的な人流・物流及び安定的な下水道サービスの供給により、被災住民の生活改善及び同国の経済復興に寄与するものです。モルディブに対しては、被災後に日本政府の無償資金協力や JICA の技術協力による緊急支援が行われており、本事業により、シームレスで効果的な支援が行われています。また、同じく同地震による被災国となったスリランカに対しては、津波被災地域復興事業(2005年度承諾)の実施促進と効果発現を目的とした現地調査を行い、実施機関のモニタリング体制強化等の提案によるフォローアップを行いました。
- 本行は、緊急震災復興支援のための円借款を2005年の大地震で被災したパキスタンへ供与しましたが、2006年度は、借款からの見返り資金(注1)を活用した灌漑施設改修事業に対し、案件実施支援調査(SAPI)(注2)による技術的アドバイス等を通じて、事業の円滑な実施を支援しました。

(注1) 見返り資金：緊急震災復興の緊急物資の輸入資金として供与された円資金に相当する内貨発生資金のこと。

(注2) 案件実施支援調査(Special Assistance for Project Implementation: SAPI)：本行が資金協力の対象としている事業で、かつ事業目的の達成、円滑な実施の確保等を図るために何らかの追加的・補完的な調査や措置が必要と認められた事業を対象として実施する調査です。

- ・ また、(指標 1)のうち、中長期的な再発防止・予防については、以下のような取り組みを行いました。
 - 1999 年に大地震を経験したトルコでは、イスタンブールの交通網に関する震災対策の理解を深めるため、JICA、トルコの実施機関と共催でワークショップを開催しました。本ワークショップには現地交通機関の関係者(主にイスタンブール市役所交通課職員)が参加しました。
 - 2003 年に地震被災を受けたアルジェリアに対して、本行は、円借款により学校再建を支援してきました。2006 年の小学校の完成記念行事では、本行から両国の政府、自治体、民間レベルの協力関係を紹介し、復旧支援と併せた防災教育の普及に対する取り組みが、現地及び日本のメディアで高く評価されました(事例紹介参照)。
 - フィリピンのマニラ都市圏は、都市化の人口集中が進行し、河川の流下能力の低下により、洪水被害が悪化しています。本行は、ウォータージェットパイプロ工法という工期中の影響に配慮した日本の先端技術を用いた河川改修事業に対して円借款を供与し、マニラ首都圏の洪水対策を支援しました。
 - 防災セクターに対する日本の支援の現状と課題について分析し、災害時の被害を最小限に止めるための減災を目指したより効果的な防災セクターへの支援方法を整理するため、京都大学、大阪大学、コンサルタント及び本行関係者からなる調査団をインドネシアとネパールに派遣し、「アジアの開発途上国における参加型防災に関する調査」を実施しました。本調査結果を、2007 年 5 月に京都で開催されたアジア開発銀行(ADB)年次総会で発表し、参加者からの高い関心を集めました。

<事例紹介> アルジェリアの震災復興を支援

小学校完成記念行事が開かれる

アルジェリアは 2003 年 5 月に発生した地震により、震源のブーメルデス県およびアルジェ県を中心として、死者 2,268 人、負傷者約 1 万人という大きな被害を受けました。地震直後の日本からの国際緊急援助隊の派遣や、救援・医療活動等に続き、中長期的な復興支援として、本行は円借款(約 20 億円)により、特に被害の大きかった学校(小学校 26 校、中学校 4 校、高校 6 校で合計 36 校)の再建を支援しています。

2006 年 11 月、ブーメルデス県の小学校の完成を記念し、同県および国民教育省の主催により、防災について知ってもらうための記念行事が県庁にて開催されました。アルジェリア側からは県知事、国民教育大臣、県防災・教育関係者、教員、小学生(約 200 名)、日本側からは、大使、本行、JICA が参加しました。

1995 年の阪神・淡路大震災の際にはアルジェリアから送られたテントが活用され、神戸では今でもアルジェリア・テントと呼ばれています。その後のアルジェリア震災では、阪神・淡路大震災の被災地から支援物資が届けられました。本行からはこのような両国間の政府、自治体、民間レベルの協力関係を紹介したほか、今回の学校再建の準備にも参加した神戸市の防災専門家に依頼し、阪神淡路大震災からの復興の経験と防災教育のあり方を紹介しました。また、アルジェリア震災をきっかけとして交流が続いている神戸の小学校から、アルジェリアの子供達へ向けたメッセージ・ビデオ・テープが本行を通じてアルジェリア側に渡され、上映されました。

2. 課題への取り組み状況の評価結果

- ・ 上記に照らし、課題への良好な取り組みがなされたと評価します。
- ・ スマトラ沖大地震・インド洋津波やパキスタン大地震など、大規模災害直後の迅速な対応(国際的援助連携、災害復興計画の立案協力、復興資金供与)の経験を活かし、今後も災害発生時の機動的な対応が期待されます。また、災害問題は、国際協調の下に取り組む場面が多いことから、積極的かつ継続的なネットワークの構築・準備が重要です。